

里親制度 Q & A

Q1 里親とは養子をとることですか？

A 里親制度は4種類に分類されています。そのうち養子縁組を前提としているのは、養子縁組里親の場合です。養育里親など他の里親の場合は、養子縁組は行わず、必要な期間子どもの養育を行います。

Q2 里親になるための要件は？

A 里親になるためには特別な資格や経験はありませんが、おもな要件として以下のものがあります。

- ・子どもの養育についての理解や熱意、愛情を持っていること
- ・心身ともに健康であること
- ・経済的に困窮していないこと
- ・必要な研修を修了していること
- ・里親になることを家族が同意していること



・里親希望者および同居人が欠格事項（成年被後見人または被保佐人、禁固以上の刑を受けた者、児童虐待を行った者など）に該当しないこと

・最終的には、子どもを安定して養育することができる環境かどうか、県の社会福祉審議会で総合的に判断します。

Q3 どんな人が里親をしていますか？

A 年齢も職業も様々です。里親さんの中には、十数年のベテランの方もいらっしゃいます。ただし、養子縁組里親の場合は、子どもとの年齢差を考慮されます。

Q4 共働きでもかまいませんか？

A 基本的にはかまいません。しかし、子どもによっては、里親との安定した関係をつくるためにじっくりと養育できる態勢の整った里親さんに限定される場合があります。

Q5 单身でも里親になれますか？

A 基本的には可能です。知識、経験をもっているなど、児童を適切に養育できると認められる方であれば、必ずしも配偶者がいなくても里親になれます。

Q6 養育にかかる費用はどうなりますか？

A 子どもにかかる生活費、教育費、医療費などが公費で支給されます。また、養育里親には里親手当も支給されます。



Q7 養育に悩んだら相談できますか？

A 子どもを養育する上での悩みは、児童相談所の担当者にご相談ください。また、児童相談所だけでなく、県里親会など里親さん同士の交流会で養育の悩みや喜びを共有したり、児童養護施設や乳児院の里親支援専門相談員に相談することもできます。

Q8 登録すれば必ず子どもが委託されますか？

A 里親制度は、「子どもにとって一番適切な養育者をさがす」制度といえます。登録後、すぐに出会いがある場合も、出会えるまでにかなりの時間がかかる場合も、残念ながら出会えない場合もあります。